

## 船舶事故調査報告書

令和元年 9 月 18 日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委 員 佐藤 雄二（部会長）  
 委 員 田村 兼吉  
 委 員 岡本 満喜子

事故種類	釣り客負傷
発生日時	平成30年10月13日 11時55分ごろ
発生場所	茨城県北茨城市大津岬南方沖 大津岬灯台から真方位189° 1.4海里（M）付近 （概位 北緯36°48.4′ 東経140°47.9′）
事故の概要	遊漁船第八茂栄丸 <sup>しげえい</sup> は、北東進中、波により船体が動揺し、前部甲板にいた釣り客2人が負傷した。
事故調査の経過	平成30年12月10日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	遊漁船 第八茂栄丸、4.9トン IG3-6059（漁船登録番号）、個人所有 11.90m（Lr）×3.28m×0.77m、FRP ディーゼル機関、357kW、昭和63年12月15日 第231-5851号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 男性 61歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和51年9月3日 免許証交付日 平成27年8月7日 （令和3年7月30日まで有効） 釣り客A 男性 51歳 釣り客B 男性 49歳
死傷者等	重傷 1人（釣り客A）、軽傷 1人（釣り客B）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北東、風力 4、視界 良好 海象：波高 約1.0～1.5m 北茨城市では、本事故当時、風や波に関する警報又は注意報は発表されていなかった。
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、釣り客A及び釣り客Bほか釣り客8人を乗せ、平成30年10月13日05時30分ごろ大津岬南南西方沖の釣り場に向け、北茨城市 <sup>ひらかた</sup> 平潟港を出港した。 本船は、06時00分ごろ釣り場に至り、パラシュート形シーアン

カーを船首から投入し、船尾部にスパンカーを展開して漂泊を開始したのち、まだい釣りをを行い、潮上りと漂泊を繰り返していた。

船長は、11時30分ごろ、北東風が強くなり、波高が約1.0～1.5mに高まったので、周囲では数隻の遊漁船が釣りを継続していたものの、予定より早めに平潟港への帰航を開始した。

本船は、釣り客A及び釣り客Bが前部甲板に置いたクーラーボックスに腰を掛け、釣り客8人が後部甲板に設置されたベンチに腰を掛けるなどしていた。

本船は、船長が、操舵室左舷側の舵輪の前に立ち、北東風を避けて西方の陸岸に近い海域を航行することにし、約10ノット(kn)の速力(対地速力、以下同じ。)で手動操舵により北北東進した後、大津岬に沿って右転し、同岬東方沖に向かって北東進を始めたところ、船首方から風浪を受ける態勢となったので約8knの速力に減速した。

本船は大津岬南方沖を北東進中、船長が、船首方に突然、波高約2～3mの波を認めたものの更に減速する間もなく、11時55分ごろ、同波によって船首部が上下動し、釣り客A及び釣り客Bが転倒した。(図1参照)

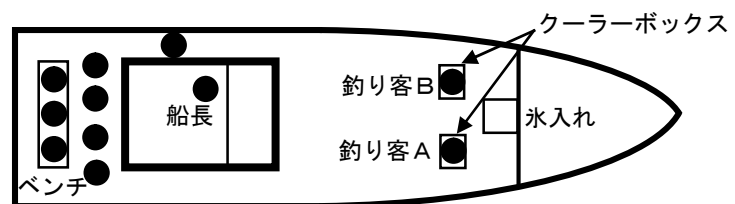


図1 事故発生時の乗船場所

船長は、釣り客A及び釣り客Bが転倒したことに気付いて停船し、前部甲板に行って負傷の状況を確認した後、携帯電話で自宅に連絡して救急車を要請するよう指示し、平潟港に向かった。

釣り客A及び釣り客Bは、帰港後、救急車で病院に搬送され、釣り客Aが左肩関節脱臼骨折と、釣り客Bが左足挫傷等とそれぞれ診断された。

(付図1 事故発生経過概略図 参照)

その他の事項

船長は、出港前に風や波に関する警報及び注意報が発表されていないことを確認していた。

本船の全速力前進時の速力が約23～24knであり、船長は、通常は約14～15knで航行しており、ふだんから風浪の状況に応じて適宜減速していた。

船長は、月に20回程度遊漁船として出航するほか、約45年前から漁業を営んでおり、本事故発生場所付近では、北東風が吹くと風浪が高まりやすいことを知っていた。

船長は、帰航を開始する際、釣り客A及び釣り客Bが前部甲板にい

	<p>るのを認めたが、減速して航行すれば特に危険はないと思った。</p> <p>船長は、本事故当時、船首方の波の状況に気を取られていたので、釣り客A及び釣り客Bが転倒するところを見ていなかった。</p> <p>船長は、遊漁船業者として業務規程を定めており、同規程には、安全の確保のため船長が遵守すべき事項として、波の影響による船体動揺について次のとおり定めていた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* 航行中、波の影響により船体が動揺するときは、波の状況について適切な見張りを行うとともに、波に対する進路の変更を行い、かつ、安全な速力まで十分な減速を行うことにより、船体動揺の軽減に努めます。</li> <li>* 航行中、波の影響により船体が動揺して危険が予想されるときは、利用者に対して動揺が比較的小さい船体中央より後方の部分に乗船するよう指導します。</li> </ul> <p>釣り客Aは、本船の船首部が上下動した際、船首方に身体を向けてクーラーボックスに腰を掛けていて、身体の正面から波を被った記憶があるが、負傷に至った状況については、身体が宙に浮いたあと、どこかにたたきつけられたのではないかと本事故後に思った。</p> <p>釣り客Aは、本船の船首部が上下動した際、突然認めた大きな波が一発大波であったと本事故後に思った。</p> <p>釣り客Bは、本船の船首部が上下動した際、船尾方に身体を向けてクーラーボックスに腰を掛けていて、左前方に転倒して左足の甲を前部甲板に打ち付けた。</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり なし あり</p> <p>本船は、大津岬南方沖を北東進中、風力4の北東風が吹き、船首方から風浪を受ける状況下、船長が、釣り客A及び釣り客Bを前部甲板に乗せていたことから、突然受けた大波により船首部が上下動した際、前部甲板でクーラーボックスに腰を掛けていた釣り客A及び釣り客Bが転倒して負傷したものと考えられる。</p> <p>船長は、帰航を開始する際、釣り客A及び釣り客Bが前部甲板にいるのを認めたが、減速して航行すれば危険はないと思ったことから、釣り客A及び釣り客Bを船体中央より後方に移動させなかったものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、本船が、大津岬南方沖を北東進中、風力4の北東風が吹き、船首方から風浪を受ける状況下、船長が、減速して航行すれば危険はないと思い、釣り客A及び釣り客Bを前部甲板に乗せていたため、突然受けた大波により船首部が上下動した際、前部甲板でクーラーボックスに腰を掛けていた釣り客A及び釣り客Bが転倒したことに</p>

	より発生したものと考えられる。
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 遊漁船の船長は、波の影響により船体が動揺して危険が予想されるときは、釣り客を比較的動揺の小さい船体後方へ移動させること。</li> <li>・ 遊漁船の船長は、波の状況を見て、十分に減速するなど波の影響による船体動揺の軽減に努めること。</li> </ul> <p>※平成23年9月30日付「遊漁船はなぶさ釣り客負傷事故に係る意見について」により、水産庁は、釣り客を船体中央より後方に乗船させるよう業務規程例の一部改正（平成23年10月26日付け水産庁長官通知23水管第1560号）を行った。</p>

付図1 事故発生経過概略図

